

介護給付費明細書の取り下げ（過誤申請）について

国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合、別紙「**介護給付費過誤申立書**」を保険者に提出することで、介護給付費明細書の取り下げ（以下「**過誤申請**」とする）が可能です。

- ◆提出書類：介護給付費過誤申立書（介護給付費明細書の添付は不要）
- ◆提出期限：毎月末（休日の場合は直前の平日）
- ◆提出先：もとす広域連合 介護保険課

また、もとす広域連合における過誤申請の取扱いについては、下記のとおりです。

記

1. 一律「同月過誤」として処理を行うこと

当広域連合では、事業所と保険者相互における事務処理の円滑化を図る観点から、**過誤申立は全て同月過誤として処理**しています。国保連合会で審査支払済みの介護給付費明細書の取り下げと、再請求分の審査が同月に行われ差額調整（相殺）がなされるため、当広域連合と連絡調整のうえ 必ず同月に再請求を行ってください。

※介護給付費明細書の取り下げのみの事由であれば、再請求は不要です。後日、国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が届きますので、内容のご確認をお願いします。

2. 審査確定しているものについてのみ処理を行うこと

過誤申請は 対象となる介護給付費の支払い決定が前提のため、必ず国保連合会の審査結果を確認のうえ申請願います。請求が通った場合、**請求（審査）月の翌月以降から当広域連合で処理が可能**となります。

各事業所においては 書類提出の翌月に再請求を行ってください。

※但し、書類提出時に国保連合会で審査中のものは、確定後に処理を行うため、再請求は請求（審査）月の翌々月となります。

【留意事項】

- ◇ 介護給付費過誤申立書は、原則として申立件数分の提出が必要となりますが、10件を超える等あまりに件数が多い場合は、当広域連合まで事前にご相談ください。
- ◇ 郵送で提出する場合、書類が期限までに確実に届くよう、余裕を持って発送してください。また、記入内容について確認を取らせていただくことがあるので、担当者・連絡先の明記をお願いします。
- ◇ 再請求分が国保連合会の審査においてエラー返戻となる場合には、差額調整が行われませんので、誤りのないよう十分にご注意ください。

問い合わせ先 もとす広域連合 介護保険課 TEL (058) 320-2220 FAX (058) 320-2265
--